

## 富岡町議会全員協議会日程

日 時：令和6年3月1日

時 間：午後1時30分

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午後1時30分

### 出席議員（10名）

議長	高橋 実君	1番	堀本 典明君
2番	佐藤 敦宏君	3番	佐藤 啓憲君
4番	渡辺 正道君	5番	高野 匠美君
6番	遠藤 一善君	7番	安藤 正純君
8番	宇佐神 幸一君	9番	渡辺 三男君

### 欠席議員（なし）

### 説明のための出席者

町長	山本 育男君
副町長	高野 剛君
副町長	竹原 信也君
総務課長	志賀 智秀君
企画課長	杉本 良君
税務課長	斎藤 一宏君
福祉課長	飯塚 裕之君
生活環境課長	遠藤 博生君
産業振興課長	原田 徳仁君
都市整備課長	大森 研一君
教育総務課長	松本 真樹君
企画課課長補佐	畠山 信也君
税務課課長補佐	大館 衆司君
福祉課課長補佐	堀川 新一君
産業振興課長補佐	佐藤 美津浩君

教 育 総 務 課 課 長 補 佐	若 松 津 美 君
福 介 護 社 保 险 係 課 長	庄 司 智 幸 君
産 業 振 興 課 主 任 兼 農 林 土 木 係 長	浦 尻 祐 樹 君
教 育 総 務 課 總 務 管 理 係 主 査	小 西 亮 太 君

職務のための出席者

參 議 事 事 務 兼 局 長	小 林 元 一
議 會 事 務 局 幹 長 副 兼 庶 務 係 長	杉 本 亜 季
議 會 事 務 局 事 務 係 庶 務 係 主 事	高 橋 優 斗

説明のため出席した者

＜内閣府＞

内 閣 府 原 子 力 策 力 災 害 現 地 対 策 長	師 田 晃 彦 君
内 閣 府 原 子 力 策 力 災 害 現 地 対 策 長	樋 本 諭 君
内 閣 府 原 子 力 策 力 災 害 対 策 本 部 原 子 力 被 災 者 ム 生 活 支 援 チ 一 企 画 官	今 泉 亮 君

＜環境省 福島地方環境事務所＞

環 境 省 福 島 地 方 環 境 事 勿 所 所 長	関 谷 穂 史 君
環 境 省 福 島 地 方 環 境 事 勿 所 次 長	成 田 浩 司 君
環 境 省 福 島 地 方 環 境 事 勿 所 環 境 再 生 ・ 廃 物 豊 豊 対 策 部 調 整 官	西 川 純 子 君
環 境 省 福 島 地 方 環 境 事 勿 所 環 境 再 生 ・ 廃 物 豊 豊 対 策 部 環 境 長	中 村 祥 君

環境省福島地方  
環境事務所環境  
再生・廃棄物  
対策部環境再生  
課 専 門 官

丸之内 美恵子 君

環境省福島地方  
環境事務所環境  
再生・廃棄物  
対策部廃棄物  
対策課課長

香 田 慎 也 君

環境省福島地方  
環境事務所環境  
再生・廃棄物  
対策部廃棄物  
対策課廃棄物  
処理施設  
運営管理室室長

小 福 田 大 輔 君

環境省福島地方  
環境事務所環境  
再生・廃棄物  
対策部仮置場  
対策課課長

野 口 淳 一 郎 君

環境省福島地方  
環境事務所環境  
再生・廃棄物  
対策部仮置場  
対策課專門官

太 田 黙 君

環境省福島地方  
環境事務所中間  
貯蔵部輸送課  
企 画 官

三 浦 真 一 君

環境省福島地方  
環境事務所中間  
貯蔵部輸送課  
専 門 官

矢 吹 清 美 君

環境省福島地方  
環境事務所  
県中・県南支所  
富岡分室支所長

井 原 和 彦 君

環境省福島地方  
環境事務所  
県中・県南支所  
富岡分室專門官

飯 田 俊 也 君

環境省福島地方  
環境事務所  
県中・県南支所  
富岡分室專門官

熊 本 洋 治 君

## 付議事件

1. 除染・解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況について
2. 東日本大震災等による被災者に対する令和6年度の町税等の減免に関する条例について

3. 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
4. 富岡町土地改良施設管理条例等について
5. 富岡町放課後児童クラブ施設の設置等条例について

その他

開 会 (午後 1時30分)

○議長（高橋 実君） 皆さん、こんにちは。ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は全員であります。説明のための出席者は、お手元に配付した名簿のとおり、内閣府原子力災害現地対策本部、師田副本部長をはじめ、環境省福島地方環境事務所、関谷所長及び各担当の皆さん、並びに町長、両副町長、そのほか関係課長であります。職務のための出席者は、議会事務局職員であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（山本育男君） 議員の皆様には、大変お忙しい中、全員協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、内閣府原子力災害現地対策本部の師田副本部長、環境省福島地方環境事務所の関谷所長をはじめ、関係機関の皆様にもお忙しい中ご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

開会に先立ち、1月26日の全員協議会においてご確認いただきました特定帰還居住区域復興再生計画につきまして、先月16日に内閣総理大臣の認定を受けましたことをご報告いたします。数々の貴重なご提言をいただきました議員の皆様にこの場をお借りして深く感謝を申し上げます。小良ヶ浜、深谷地区の復興再生に向け、全力で取り組んでまいりますので、引き続きのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

それでは、全員協議会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。本日の全員協議会の案件は、環境省から除染、解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況についての説明を受けるとともに、町からは、3月定例会への提出を予定しております条例の新規制定案件の説明といたしまして、東日本大震災等による被災者に対する令和6年度の町税等の減免に関する条例について、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、富岡町土地改良施設管理条例等について、富岡町放課後児童クラブ施設の設置等条例についての4件であります。それぞれの案件につきまして、詳しくは担当課長より説明させますが、環境省からの説明案件も含め、本町の復興再生を進める上で重要な案件でありますので、議員の皆様の忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

暫時休議します。

休 議 (午後 1時33分)

---

再 開 (午後 1時33分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、内閣府の師田副本部長、環境省の関谷所長からそれぞれご挨拶をいただきたいと思います。  
なお、発言はお手元のマイクのボタンを押してからお願いします。

初めに、師田副本部長よりお願いします。

師田副本部長。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（師田晃彦君）　内閣府原子力災害現地対策本部副本部長、  
師田でございます。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から間もなく13年経過いたします。いまだに避難生活が継続し、多大なるご不便をおかけしており、改めておわびを申し上げます。先ほど町長からもご紹介いただきましたけれども、前回の全員協議会において議員の皆様にご確認いただきまして、2月6日に町より国に申請されました富岡町特定帰還居住区域復興再生計画につきましては、2月16日付で内閣総理大臣による認定を行いました。これまでに至る関係者のご理解とご協力に改めて感謝を申し上げます。国としましても、今後認定した計画に基づきまして、特定帰還居住区域の避難指示解除に向けて、除染、家屋解体や道路、上下水道等のインフラ復旧など、町と連携して取り組んでまいりますので、引き続きのご理解とご協力を賜りたく存じます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋　実君）　ありがとうございました。

次に、関谷所長よりお願いします。

関谷所長。

○環境省福島地方環境事務所所長（関谷毅史君）　環境省福島地方環境事務所長、関谷でございます。  
東日本大震災及び原発事故から13年を迎える時期でございますが、引き続き皆様にご負担、ご迷惑をおかけしておるところ、改めておわびを申し上げます。また、あわせまして、環境省が進めております環境再生事業に対しまして日頃からご理解、ご協力を賜っておりますこと、改めて御礼を申し上げます。

環境省の進めております除染、解体関係の工事等につきまして、本日お時間をいただいてご説明をさせていただきます。特に先ほどお話がございました特定帰還居住区域のこれから進める除染、解体工事につきましては、2月16日の計画認定の後、環境省のほうでもできるだけ早期に工事を始めるべく準備を進めておりますので、その状況につきましてもご説明を差し上げたいと思ってございます。また、先般の全員協議会でも大変様々なご指摘をいただきました拠点の外縁の除染等の状況につきましても、改めてご説明を差し上げたいと思ってございます。こちらについても、今引き続き私どもの工事をしっかりと進めさせていただいているので、引き続きご指導のほどお願いしたいと思います。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋　実君）　ありがとうございました。

次に、各自、名簿順に所属と名前ののみの自己紹介をお願いします。

最初に内閣府、次に環境省の順でお願いします。

樋本さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長（樋本 諭君） 内閣府原子力災害現地対策本部総括班長の樋本でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 今泉さん。

○内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム企画官（今泉 亮君） 内閣府原子力被災者生活支援チームの今泉でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 成田次長。

○環境省福島地方環境事務所次長（成田浩司君） 環境省福島地方環境事務所次長、成田でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 西川さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部調整官（西川絢子君） 環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部調整官の西川でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 中村さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） 環境省福島地方環境事務所環境再生課長の中村でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 丸之内さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課専門官（丸之内美恵子君） 環境省福島地方環境事務所環境再生課の丸之内と申します。本日はどうぞよろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 香田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課課長（香田慎也君） 環境省福島地方環境事務所廃棄物対策課長の香田でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 小福田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課廃棄物処理施設運営管理室室長（小福田大輔君） 環境省福島地方環境事務所廃棄物処理施設運営管理室長の小福田でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 野口さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（野口淳一郎君） 環境省福島地方環境事務所仮置場対策課長の野口です。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 太田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課専門官（太田 真君） 環境省福島地方環境事務所仮置場対策課の太田でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 三浦さん。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課企画官（三浦真一君） 福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課の三浦と申します。企画官をやっております。本日はどうぞよろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 矢吹さん。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課専門官（矢吹清美君） 環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課の矢吹でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 井原支所長。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室支所長（井原和彦君） 県中・県南支所長、井原でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 飯田さん。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室専門官（飯田俊也君） 環境省富岡分室、飯田と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 熊本さん。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室専門官（熊本洋治君） 環境省富岡分室、熊本です。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

それでは、付議事件に入ります。付議事件1、除染・解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況についての説明をお願いします。

説明は着席のままで結構です。

先に環境再生課、中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指名、ご指摘ございましたので、着座にてご説明させていただきます。

お手元の資料1、除染・解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況等についてという資料で説明させていただきます。まず、1枚おめくりいただきまして、除染、解体工事の状況につきご説明申し上げます。右肩2ページでございます。こちら特定帰還居住区域及び特定復興再生拠点区域等の位置図となってございます。先ほど町長、あるいは国からご説明、ご紹介ございましたとおり、今般2月16日に特定帰還居住区域復興再生計画が認定されまして、特定帰還居住区域のほう、まずは一旦確定したと認識してございます。つきましては、改めて全体の状況として地図でお示しいたしました次第です。釈迦に説法にはなってしまいますが、特定帰還居住区域として小良ヶ浜、深谷地区及び一部新夜ノ森地区について、区域としてピンク色でお示ししてございます。御覧のとおり線拠点、あるいは点拠点と言っていた部分の多くが特定帰還居住区域に含まれている状況でございまして、拠点の外縁についてもそうした意味で居住区域の中に入っているといったような状況になってございます。

続きまして、1枚おめくりいただけますでしょうか。右肩3ページでございます。特定帰還居住区

域の除染、解体についての現在の検討状況をお伝え申し上げます。こちら先ほどございましたとおり2月16日に計画が認定されたということでございまして、環境省といたしましてもできる限り早期の除染、解体への作業着手に向けて、そして完了に向けて必要な準備を進めております状況でございます。まず、解体の申請につきましては、金曜日の認定でございましたので、認定後速やかに、翌週より受付開始してございます。並行して該当する方へのご案内、あるいは広報への掲載といったところ、申請を受け付けている点について周知を図っていきたいと考えてございます。

あわせまして、実際に除染を実施するに際しましては、計画認定後、このような形でお持ちの土地を除染させていただくという点、同意書の形に整理いたしまして、その上で除染の同意をいただけたところから順次除染をさせていただくという形になってございます。については、まずそれぞれの土地、あるいは建物をお持ちの関係人を把握させていただいた上で、今申し上げたような配置ですとか、土地の状況を調べる事前調査をさせていただいて、その上で同意書の案の形にした上で、それぞれご同意をいただいていくといったプロセスが必要でございまして、こうした事前調査は現在内閣府と環境省で連携して実施しているところでございます。同意書の案ができたところから順次、それぞれの関係人の方に除染にご同意いただけるようお願いをしてまいると、そういう状況でございます。

一方で、今申し上げた申請受付を一定程度待ってから、あるいは同意の取得を一定程度待ってから工事の発注をするということになってしましますと、どうしても工事の開始に遅れも生じてしましますことから、環境省といたしましても、繰り返しになりますが、できる限り早期の除染、解体を進めたいという観点から、まずは令和6年度の早期に除染、解体作業を開始できるように、今般、昨日付で除染、解体工事特定帰還居住区域について、まずは入札公告をさせていただきました次第です。公告後、一定の手続を経て入札、そして契約となつまいますが、昨日の公告を経て、5月に入札等を行われて、契約締結後、同時に進めております同意取得、あるいは解体申請の状況等も踏まえつつ、できる限り早期に作業に着手していけるように努めてまいりたいと思ってございます。

続きまして、右肩4ページでございます。拠点の除染、あるいは解体につきましての全体の状況についてご説明申し上げます。まず、改めてになってございますが、面拠点、点・線拠点部分につきましては、除染を一旦完了してございます。こうした中、面拠点における解体申請の受付につきましては、昨年の4月1日にいわゆる拠点区域、面拠点部分について避難指示解除をいただきましたので、それから1年後の令和6年の4月1日が解体申請の受付期限となってございます。この点、継続的に周知に努めております次第です。

また、点・線拠点のさらなる線量低減に向けて実施してございます外縁の除染、あるいは解体につきましては、先日の全員協議会等でもご指摘いただきましたとおり、一部11月末の完了時にお示しした見込みに到達しておらず、誠に申し訳ございません。その点改めておわび申し上げますとともに、現在できる限りの迅速化、進めている次第でございます。

3つ目のポツでございますが、もともと関係人の未同意の場所、あるいは県事業との調整が必要な

箇所については、すぐになかなか手がつけられない状況であるのに加えて、同一敷地内建造物の解体待ち等の理由によって、除染についてご同意いただいておりましたが、着手ができないといった箇所がございまして、こうした箇所も含め、できる限りの迅速化を図るという点、1月の全員協議会の際にご説明申し上げました次第で、現在、できる限りの迅速化をした上で作業を進めてございます。後ほど具体的にご説明申し上げますが、1月の全員協議会の際にお示しした見込みで進捗している状況でございます。また、線量が高いところ、あるいはご懸念あれば、当然拠点内についてもフォローアップ除染で対応していきたいと考えてございます。

1枚おめくりいただきまして右肩5ページでございます。点・線拠点外縁の除染、解体の状況でございます。解体につきましては現在88件完了しております。また、外縁の除染につきまして、前回の全員協議会において、先ほどご説明申し上げましたとおり、可能な限りの迅速化を図る旨、ご説明申し上げました次第です。

その結果、2月末のところ御覧いただければと思いますが、昨日が2月末でございましたので、数字としては見込みという形でお示ししておりますが、現在28.5ヘクタールまで除染を完了してございまして、当初、先月の全員協議会でお示ししていた27.1ヘクタールよりも追加的に除染を完了した状況でございます。引き続き、できる限りの迅速化を図ってまいりたいと思ってございまして、その際3月末において31.3ヘクタールまでは完了するということでお約束してございますけれども、できる限りそれ、あるいはそれ以上を目指して、除染を進めていきたいと考えてございます。

続きまして、右肩6ページでございます。外縁除染の同意の取得状況でございます。現在、1月末時点の資料でお示ししておりますが、最新の数字として2月末時点で今お示ししている資料の220名より追加で2名増えまして、222名の方にご同意いただいてございます。その結果、取得率としては91%になってございまして、未同意の方は残り22名となっております。こちらお示ししている数字のうち、意向確認書送付回答待ちの14名が現在のところ13名にまで減ってございまして、また除染、解体ご検討中であった1名という方がご決断いただいた、除染の同意をいただいたという状況になってございます。引き続き、まだ連絡先が不明の方、あるいは同意いただけていない方についても、環境省から町と連携しながらアプローチしてまいりたいと考えてございます。

続きまして、右肩7ページでございます。こちらもまず面拠点の現状につきまして改めて参考までにお示ししております。面拠点につきましては、現在およそ319ヘクタールのうち310ヘクタール超、約97%、ほぼ98%といったところまで除染が進捗している状況でございます。

右肩8ページでございます。同意の取得状況でございますが、前回1,500名の同意をいただいてございましたが、1月末時点で1,501名の同意になってございます。また、こちらにつきましても、2月末現在ということで、直近でさらに1名の方ご同意いただきまして、1,502名の方に同意いただけてございます。その結果、未同意の方が約18名になってございまして、意向確認書送付回答待ちの5名という方が4名まで減ってございます。拠点内についても同意の取得に向けて、引き続き環境省の

取組、進めてまいりたいと考えてございます。

除染、解体関係につきましては、説明以上となります。

○議長（高橋 実君） 次に、資料2、仮置場対策課もお願ひします。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（野口淳一郎君） 引き続きまして、同じ資料の右肩10ページ目を御覧ください。仮置場の状況でございます。前回ご説明差し上げた段階から修正があった場所、特に下線を引いてございますので、そのように見ていただければと思います。

上から順々に参りますけれども、オレンジ色の着色がございます松ノ前の拠点、こちら原状回復工事を実施してございました。これ令和5年度の工事で実施してございましたところ、記載のとおり数か月工期延長予定（調整中）と書かせていただいてございます。こちらこの書きぶりは、正式な承認、承諾を得ていないということでこういう書きぶりをさせていただいておるのですけれども、口頭で補足させていただきますと、4か月、7月末までの延長を予定して、その方向で調整をしている状況でございます。延長の理由のところでございますけれども、地権者の一部に田んぼではなくて畠で返地をしてほしいと、そういったご希望をいただいたところがございます。ただ、もともと田んぼだったということもあるかと思いますけれども、地下水位が高くて畠としては当初の予定ではなかなか難しかったということもあって、再調査、設計、それから改めてまた地権者へのご説明、そういったものが発生して、その分の数か月というところが延長になっていると、そのようなことでございます。当然原状回復ということでございますので、返地の時期が関わってまいります。ですので、全ての地権者にご説明差し上げてご了解をいただいていると、そのような状況でございます。

続きまして、松ノ前（拠点外）赤坂1、黄色の着色の部分でございます。こちら引き続き遮蔽土の入った袋を破袋して、ふるい分けをして集約化しているというところの状況は変わりません。一方で、後々原状回復工事をやろうと思いますと、保管してあるものがなくなる必要がございますので、そういった観点からも、これから例えば客土とかで今後使っていきたいと思っているもの以外の部分、これはニーズがあったときに搬出する必要があろうかと思ってございまして、別の事業に供給搬出中という部分も一部ございます。

次、深谷2、4の部分につきましては、引き続き遮蔽土のフレコンを先ほど申し上げた松ノ前（拠点外）赤坂1、こちらに搬出中ということでございます。

深谷3の部分に関しましては、少し進捗がございましたので、その部分を少し明記してございます。もともと解体廃棄物ですか、除染可燃物、草木とか、こちら搬出してございましたけれども、それ終了してござりますので、搬出済みと書かせていただいてございます。また、焼却事業者への受渡し機能というものがあったのですが、こちらも深谷国有林ですか、赤坂2に移行しておりましたけれども、こちらの作業が終了してござりますので、移行済みと記載してございます。残りが遮蔽土ですか、工作物、こういったものがありますので、今後はこういったものを搬出していきたいと考えて

ございます。

そこから下の赤坂2、深谷1、あるいは深谷国有林、こちらについては廃棄物、解体廃棄物ですか、除去土壤などの保管中という状況は変わらないところでございます。

仮置場に関してのご説明は以上になります。

○議長（高橋 実君） それでは、資料1、資料2の中で1ページから10ページまでの質問を許可いたしますので、各自質問ある方は挙手してください。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） すみません、面拠点で質問させてください。7ページのところでいいかな。その前のところで、4月1日が申請の期限ということであったわけですけれども、まだ解体が完了していないところと、あとここで駆け込みがあろうかと思うのですけれども、それについて、解体も含めた除染の完了時期の目安というのはどの辺に設定しているのか、教えてもらっていいですか。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご質問ありがとうございます。まず、おっしゃるとおりでございまして、解体につきましては現在も順次ご申請をいただきしております、4月1日まで引き続き駆け込みを含めてご申請があるものと思ってございます。今般まさに外縁除染の際にご迷惑をおかけしたところもございまして、解体自体についていつまでに終われるのかというところを今の時点では明確になかなかお伝えはできないところではございますが、ただ、まさに申請があったところから順次解体して工事着手できるように関係人、あるいは相続の調整、あるいは内部動産の撤去等、作業を進めていただいたところから環境省で調査をさせていただいて、調査した上で工事に入って3者立会いを経て工事着手ということで、その辺りの流れで、どこか環境省で滞りないようにしたいと思ってございます。当然できるだけ早く工事をできるようになつたものから完了していきたいと考えてございます。除染につきましても、残された面積につきましては、関係人の様々調整できたところについては原則として除染をほぼ完了している状況でございまして、残されたところについては何らかの調整事項が生じている、あるいはまさに解体の関係で進められていないところもあったりするところはございますが、これらについてもできるだけ早く完了していきたいと、そのように考えてございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 今の説明は、今まで同じ説明なのですけれども、特にA、B、C地区については、少しずつですけれども、人が増えてきて、ぽつんぽつんと残っている中で、解体が入つてくるとやっぱり道路の面とか、あと車がいっぱい入つたりとかして、こちらの富岡の先の居住制限のところも同じだったのですけれども、やっぱりずるずる、ずるずるいっていると非常に住んでいるほうとしては住みにくい状態になっていくので、その辺もしっかり見通しをつけて、住民側の意向はあるのはあるのですけれども、やっぱり申請が終わったらなるべく早く進めていただけるようにして

いただけると非常にありがたいのですけれども、その辺、期限は設けないで、例えば終わるのは3年後、4年後とか、そんなオーダーの話になってしまふのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） まず、解除されたエリアにおいて引き続きご地元に環境省の工事がある結果としてご迷惑をおかけしておりました、その点申し訳ございません。いずれにせよ、工事を実施するに際しては、当然周囲に飛散しないようにですとか、あるいは車両等で一般の方の通行、あるいはご安全に、ご迷惑のないように徹底していきたいと考えてございます。ご指摘のスケジュールの点でございますが、当然我々としては例えば3年とか、4年もかけるというつもりございませんで、特に早めに申請いただいた方については当然できるだけ早くに解体をさせていただくというのが環境省の考えでもございます。そうした中で、いつまでもお待たせするというつもりございませんし、当然工事としてできるだけ早いタイミングでやっていきたいとは考えている次第でございます。一方で、全てを完了するとやはり様々なご事情がそれぞれの方におありだったりするケースもありまして、なかなか今この時点で何年度までみたいなことまで申し上げにくいところはございます。一方で、本当に繰り返しになってしまふけれども、その結果としてご地元にご不安、あるいは安全に関するご懸念等ないように気をつけて対応していきたいと思いますし、早くに申請をいただいた方については早くに解体を完了していきたいと環境省としても考えてございます。

○議長（高橋 実君） 未同意の部分で町の協力体制で生活環境課長、何かあれば。

生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） 未同意の方、それから連絡がなかなかつきづらい方につきましては、環境省と連携をいたしまして、町としても連絡先の掘り起こしあったりとか、それから環境省からも連絡をいただいておりますが、町からも通知をしたり、電話連絡をしたり、そういう形で一人でも少なくなるような形で努力をしているところであります。現在も連絡は続けておりまして、これから先も期限が決まっておりますので、お一人でも多く同意いただけるように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。1ページから10ページまで。ありませんか。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） まず、3ページの特定帰還居住区域の解体申請の受付をもう始めていただいたということで、非常に速やかにご対応いただきましてありがとうございます。今現在どのぐらいの方が、もし申請が来ているとすればあるか教えていただきたいのが1点と、あと4ページの面拠点における解体申請の受付期限が今年の4月1日ということで、周知していただくのは当然のことなわけですけれども、相続とか、その他、諸事情ですぐに解体申請ができないという方は少し延ばしていただ

くというか、そういうところがスムーズにいくまで解体を受けていただけるのか、今までではそうだったと思うのですけれども、その辺り変更ないかどうか教えてください。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。まず、特定帰還居住区域の解体申請の件でございますが、現在既に窓口に何名かお越しいただいて、ご相談させていただいているとは聞いてございます。一方で、いわゆる正式申請にはまだ至ってはいない状況ではございますが、ただ、ちょうど2月16日ということで月の中旬だったこともあって、広報等にもなかなか掲載できていないということもございますので、我々のほうでも案内をさらに努めています、より多くのご希望の方がおられればきちんと伝えて、より申請いただけるようにしていきたいと考えてございます。

また、面拠点の解体申請の件、当然これまでと同様に対応していきたいと思ってございます。やはりご申請はぜひいただきたいところはあるのですが、当然様々な条件があるとは認識しておりますので、そういう方もまさにこれまでの拠点の解除済みのときもそうだったかと思いますが、ぜひ窓口にお越しいただきたいと。受付に一旦ご相談いただくことで例えば仮の申請をまずお受けしてという対応が取れますので、ぜひ我々としてもその点周知していきたいと思ってございますし、様々な条件、状況が難しい方も含めてぜひ窓口に期限までにお越しいただけるとありがたいなと環境省として思ってございますし、その際は丁寧に対応したいと思ってございます。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 特定帰還居住区域の件は分かりました。了解しました。

今の面拠点の解体申請の件で一度仮でもいいから、そういうお話をいただければというところで、それをもしかしたら分かっていない住民の方もいると思うので、もう期限もないのに、早めに広報していただくのと一緒に町でもいろいろ連絡していただいているというところなので、その辺、もし、解体を考えているのだったら、早めに一度相談されたらいかがですかみたいな話ってしていただけているのか。していただけでないとなれば、今後しっかりその辺も対応いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） 今副議長からありましたとおり、町としましてもまずは窓口においてご相談いただき、申請をしたからすぐに入るということではなくて、例えば立会いでありますとか、諸事情がありますので、まずは申請をいただくようにというご説明をしておりますが、今後もそのような形で進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） 環境省といった

しましても町ともよく協力しながら、知らなかつたということがないように、お手元に届くように周知をさらにしていきたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 改めてのお願いというか、質問ではないところもあるのですけれども、今回特定帰還居住区域、こちら解体に向けて進むかと思うのですが、今までの点・線拠点とは違つて、今度は人が住むところになると思いますので、今までが丁寧にやつていただいていないということではなくて、ここに戻つて住まれる方が安心して住めるような除染、今まで以上にしっかりと除染を心がけて進めさせていただきたいなと思っているのですが、その辺はそういう意気込みで環境省としてもやっていっていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。大変重要なご指摘だと思ってございます。環境省としては、まずお戻りになる方が安心して戻つていただけるように、きちんと、丁寧に除染していきたいと思ってございますし、あわせてやはり例えばすぐ横に解除がなされた拠点のエリアがあつたりですとか、もしくは線拠点も解除されているということで、既にお戻りになっている方にもご迷惑のないようにという点も気をつけて、全体として丁寧と言つていただけるようにきちんと除染を進めさせていただきたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。私も何回も伺わせていただいたのですが、やはり除染の基準というのが公表できないというか、場所によってやっぱり違うということで、今まで教えていただいていないところだったのですけれども、そういう中でも、戻られる方がこのぐらい下がつていれば安心だなというところまでしっかりと最初から下げていただければいいと思いますので、その辺しっかりと除染をしていただきたいなと。環境省としてもしっかりと監視していただき、線量が下がつていることをしっかりと確認していただきたい。点・線拠点のように、解除時期が決まってからやっぱりできませんでしたとか、そういったことのないように念を押してお願いしておきます。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 師田副本部長、今の質問に対して。

師田副本部長。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（師田晃彦君） どうもありがとうございます。まず、改めて、線・点拠点のときにできると言つていたものができなかつたということで、ご心配、ご不安をおかけしたことを内閣府としてもおわびを申し上げます。その上で今度、まさに帰還居住区域は、戻りたい方が戻つていただくために生活圏をしっかりと安心できるように線量を下げて、それからインフラの整備もしっかりとやって、なおかつ早く戻つていただく。2020年代をかけてと言つていますけれども、できるだけ早く戻つていただくべく頑張ること、これは国の方針でございますので、環境

省とも連携しながらしっかりと取り組ませていただきます。あと、インフラの整備は町の方ともしっかりと協力をしながらやっていかないといけませんので、こちら辺は連携しながら取り組んでまいりますので、ぜひ引き続きのご理解、ご協力、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） そうであれば、師田さん、私からもお願ひしておきたいのですが、環境省がしっかりと仕事できるように原子力災害現地対策本部も全面的にバックアップしてやってください。お願ひしておきます。

師田副本部長。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（師田晃彦君） 承知しました。これまでしっかり連携してきているつもりであります、引き続き緊密にバックアップしていきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今までの点・線拠点、外縁のときの現場の進捗率と、実際に上がってきた報告が随分違う。よくこれで政府の認定が通ったなど。本当のパーセントだったら難しいのではなかつたかと、はらはらしたところがあるのですけれども、これは今後本格除染が始まるに当たって、今までのような、ああいうふうな現場を分からぬで上に数字を上げるとか、そういったことのないように、ちゃんと現場を把握しながら、これは遅れているなという場合には、入札が5月ということで、どこの業者が落札するか分かりませんけれども、発注者側の環境省は受注者側のゼネコンならゼネコンに対して、ちゃんとスピードアップして、現場は遅れているよと、あなた方が上げてきた数字よりも実態違うのではないかとか、それを小まめに巡回をしながら、遅ければ増員をかけろとか、徹底してそういうことをして、二の舞を踏まないようなやり方をお願いしたいのですが、課長、どうですか。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。まずもって、外縁除染の際に当初の見込みに至らなかった点、改めておわび申し上げたいと思ってございます。その際にやはり解体と除染の一体的な進捗管理の点で至らなかった結果が一つの大きな要因だったと思ってございます。その点、今回1月にご報告申し上げた際にも、管理のほう、より改めて、一体で全体状況の進捗管理ができるようにということで取り組んでございまして、当然これから特定帰還居住区域の除染、解体を進めていくに際しても、きちんと現場の状況を正しく環境省としても認識していくように管理に努めていきたいと思ってございますし、その際は、ただ上がってくる数字を見るということではなくて、きちんと一つ一つの状況を環境省で把握できるように、環境省自身としてやれることもきちんとやっていきたいと思ってございますし、また元請受注者に対しても、当然満たすべき点をきちんと満たしているかという状況をきちんと監督していくというのも、環境省として徹底してやっていきたいと考えてございます。実際に、できるだけ早く除染、

あるいは解体が進んで、現在までお待たせてしまっている方々、お戻りになりたいという方が早く戻っていただけたということが我々の仕事の使命と思っておりますので、その点我々の管理の甘さの結果できないということが絶対にないように、一度失ってしまった信頼かもしれません、環境省としても徹底していきたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 今代表して中村課長答弁したけれども、関係する課長はみんな同じですからね。横のつながり、自分のところは自分のところだ、関係ないではなく、関係しているのだから、そこら辺は横の緊密な話を持って、上下も、そういうことのないようにひとつ私からもお願ひしておきます。

ほかにありますか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） これはお願ひに近いのですが、もう除染、解体、10年くらい進めているかな、そういう中で非常にきれいにやってもらっていると思っているのですが、当初から見ると予算が厳しいのかどうか、中身が変わってきている部分があるのです。本来であればやればやるほどよくなっていくはずなのです。それが予算の関係上かどうか分からないですが、宅地に建物も何にも建っていないければ立木も竹も何にも切れないとか、本当の残置物を撤去するだけだなんていう考え方へ変わってきているみたいですので、それでは現実的には困ります。やっぱりあくまでもセシウムの除去ですから、木や竹を切ることによってセシウムが除去できるのであれば、徹底して私はやるべきだと思うし、ぜひそういうことをお願ひしたいと。全般的にセシウムが除去できないような状況はつくらないでください。この場を借りてお願ひしておきます。そうすることによって特定帰還居住区域もきれいになって人が戻れるようになるわけですから、だから目的をきちっと考えていただければ、あれはできない、これはできないという話はないと思うのです。個人の金もうけのためにあれもやれ、これもやれという話なら別ですけれども、あくまでもセシウムの除去ですから、セシウムは一粒も残さないという考え方にしては全てのことが私はできるのかなと思いますので、ぜひその辺をお願いしておきます。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。まず、環境省として予算が足りないからやらないとか、そういったことは当然ございませんで、除染として必要なこと、解体として必要なことは予算どうこうではなく、きちんとやつていくのが環境省としての立場だと思ってございます。そうした中で、やはり例えば立木をどのくらい伐採できるのかといった際には、どうしても環境省としては除染のために必要であれば、例えば除染の支障になるのであれば伐採をさせていただくとか、あるいは解体の支障になるのであれば伐採をさせていただくというような形で、環境省が除染、解体工事の中で行う際にはどうしてもそういった形にならざるを得ないところございます。一方で、先ほどご指摘あったとおり、例えば伐採しな

いせいで除染ができないとか、あるいは本来できる線量低減が行えないようなことがあってはならないと思ってございますので、その辺りよく一つ一つの多分どうしても現場ごとに状況違っているところもあると思ってございまして、様々一つ一つの現場ごとにご相談させていただいて、どこまでどういうことができるのか、あわせてそういった際にそれぞれのご地元の方の思いがどういうところにあるかというところもよくお伺いしながら、我々としてできることをよく気をつけて対応していきたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。私前から何回も言っているように、国道6号線を挟んで西と東では全然状況が違うのです。敷地の広さも全然違うし、周りにはいぐねを抱えたり、山を抱えたり、ただ、山というほどの山ではないのです。森林というほどの森林ではないのです。どちらかといつたらいぐねと言ったほうがいいのかなと。そういうものを一軒一軒全てのうちが抱えていますので、やっぱりそういうものをきちんとするとには、今までのやり方にとらわれていたのではなかなかきれいにもならないし、線量も低減しないのかなと。皆さんの挨拶の中にもあったように、今度は居住区域になるわけですから、きれいにして人が住むのだということを考えていった以上は、ぜひ地権者の意向も十分踏まえてやっていただくことを期待しております。要望しておきます。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） ほかにありませんか。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 1点だけお願いなのですが、4ページにも出ていますけれども、基本的に皆さんのおかげで11月末まで完了するということで、旧小良ヶ浜共同墓地、松の前道路等と書いてあるのですが、ただ、今回、春になるとある程度墓地に町民が来られることが多くなってくると思うのです。そうすると、今まだ作業も終わっていませんので、前も言いましたけれども、作業中、やっぱり一般町民の走行に迷惑をかけるとか、邪魔をするような状況は極力墓地の管理をしていただいて、また指導していただいて、そのような形で監督等をやっていただくようにお願いしたいのですが。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご質問ありがとうございます。まず、例えば旧小良ヶ浜共同墓地ですとか、そういったところについては、一旦、作業を完了させていただいてございますが、例えば小良ヶ浜共同墓地についてさらにできることないかということで、土のうの敷設等試みている部分もあったりしてございます。また、外縁の除染については先ほどご説明申し上げたとおりで、残ってしまっているところについても迅速にやっていきたいと思ってございますが、そうした際にご指摘のとおり、例えば春のお彼岸ですか、様々ある中で、ご地元の方にご迷惑ないようにするのは当然だと思ってございますし、必要な場合には誘導員を配置するですか、あるいは交通ルールの周知とか、その辺り除染、解体工事もそうですが、様々ほかの

環境省工事全体でもよく周知徹底していきたいと、これまでそのようにしてございますし、またそれでも起きてしまわないように継続的にきちんとやっていきたいと考えてございます。引き続き、もし、ご迷惑をおかけしないように全力を尽くしますけれども、何かありましたらぜひご指摘いただければすぐに対応したいと思ってございますし、まずそういうことがないようにしていきたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋 実君） では、次に資料3、輸送課の三浦課長。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課企画官（三浦真一君） 引き続きまして、環境省から説明をさせていただきます。着座にて失礼します。

中間貯蔵施設への輸送につきまして、輸送課から説明をさせていただきます。ページおめぐりいただいて12ページを御覧ください。令和6年度の富岡町の輸送計画については、約2万m<sup>3</sup>の輸送を計画しております。搬出場所は、深谷国有林仮置場から、下の図に示しております従来同様のルートを通じて輸送させていただきたいと考えております。輸送に際しましては安全第一に、また住民の方々の帰還、進まれますので、一般車両、それから歩行者の皆様を優先に考えて輸送を行うように各受注者に指導してまいりたいと思っております。

輸送課からは以上です。

○議長（高橋 実君） 次に、資料4、廃棄物対策課、小福田室長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課廃棄物処理施設運営管理室室長（小福田大輔君） 私、小福田から、4番の特定廃棄物埋立処分事業の状況等について説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

右肩14ページを御覧いただければと思います。ここ数回、この全員協議会の場で廃棄物の処理先についてご質問いただけた機会が複数ございましたので、改めて処理の流れについて簡単にご説明させていただければと考えてございまして、新たに準備させていただきましたページでございます。家屋解体に伴って発生した廃棄物につきましては、富岡町内の深谷地区に現在廃棄物の仮置場設置しておりますけれども、一回仮置場に持つていまして、そこでいろいろ仕分などを行いまして、品目ごとに焼却だったり、埋立処分だったり、再生利用しているというような状況でありまして、仮置場で破碎だったりとか、選別だとか、あと袋詰めだとかという作業をいろいろ実施していると、そのような状況でございます。下の写真は、実際その作業の状況とかの写真を載せさせていただいているようなものでございます。

このうち、後ほどご説明させていただきますけれども、埋立てにつきましては、旧エコテック特定廃棄物埋立処分施設につきましては、昨年の10月に埋立てを終了したというところでございまして、今後復興拠点であったり、あと特定帰還居住区域で発生する廃棄物については、もともと従来より双

葉広域圏組合の処分場でございましたクリーンセンターふたばに今後は持っていくということになるというのが全体の流れでございます。

それでは、15ページ以降でそれぞれの処分場の実績等についてご説明させていただければと思います。15ページを御覧ください。こちら旧エコテック特定廃棄物埋立処分施設の状況でございます。前回12月のこちらの場でもご説明させていただきましたとおり、特定廃棄物の埋立処分というのは昨年10月末で終了したというところでございます。改めて御礼申し上げます。これまで6年間の埋立実績は約29.6万袋となってございまして、残りの4年間につきましては、これも従来のお約束どおり、双葉郡8町村の生活ごみを埋立てするような計画でございます。令和5年度は、令和6年の2月1日から15日の期間に約150袋の生活ごみを埋立処分を行ったというところでございます。6年度以降は、年間大体300袋程度の搬入を計画しているところでございます。

累計の袋数であるとか、あと処分場全体の推移については下の図、表、あとは写真を御覧いただければと思いますが、一番右下の令和6年2月初旬のところに書いてある航空写真、こちら右上のところがグレーになってございますけれども、この区画はまさに廃棄物の埋立てが一番上まで来たというようなところでございまして、今まさに最終覆土を実施しているというようなところでございます。今後も埋立てが終了した区画につきましては、順次このような形で最終覆土を行っていくようなことで計画しているところでございます。

次、右肩16ページを御覧ください。環境モニタリングの結果についてでございますけれども、こちら継続して監視等を行っておりますけれども、放射性物質関係も含めまして、特段の異常等は見られないと結果が出ているところでございます。

その次おめくりいただきまして、18ページを御覧ください。こちら特定廃棄物埋立情報館リプルンふくしまについてでございます。特定廃棄物の埋立ては終了いたしましたけれども、こちらのリプルンふくしまにつきましても継続して運営を行っていく所存でございます。開館してから5年半程度たちましたけれども、おかげさまで多くの方に来館していただきまして、累計で7万8,134名の方に来ていただいているというところでございます。下に、直近で開催したイベント等をご紹介させていただいているところでございます。また、左下、富岡小学校の4年生をお迎えしましたというところ、富岡小学校の4年生が10名来館して自然観察を行っていただいたところでございます。

また、特定廃棄物の搬入が終わったということになって、今後は生活ごみだけになるということをございまして、一部ですけれども、展示等の更新をしたというところでございまして、今後も引き続き最新情報の発信を行っていく所存でございます。

最後、おめくりいただきまして、20ページを御覧ください。こちら先ほども申し上げました、大熊町にございますクリーンセンターふたばへの廃棄物の搬出についてでございます。こちら前回の全員協議会で初めてお示ししたというところでございますけれども、富岡町内の特定復興再生拠点区域から発生した解体廃棄物のうち埋立処分を行うものにつきましては、深谷の仮置場から順次大熊町に持

っていくというようなところで計画しているところでございます。今年度は、不燃物の36袋を2月に搬出を行ったところでございまして、先ほどもご説明いたしましたとおり、仮置場で封入、袋に詰める作業を行っているところでございますので、引き続き次年度についても封入の作業が完了したものから、順次この右側に記載しているルートを使って搬出をしていく計画で考えているところでございます。

廃棄物関係の説明、以上でございます。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

資料3、4ですか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） すみません、15ページ、今説明で、順次終わったところから最終覆土しているということで、最終形として、この終わったところは公園みたいな感じにするというようなことで当初、土のままにはしておかないということで話があったと思うのですけれども、その辺の計画はどういう段階で進んでいく、取りあえず生活ごみが終わるまではそのままにしておくという予定なのかどうなのか、お聞かせください。

○議長（高橋 実君） 小福田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課廃棄物処理施設運営管理室室長（小福田大輔君） ご質問ありがとうございます。まず、生活ごみを埋め立てている残りの4年間につきましては、できるところから覆土していくということで申し上げましたけれども、まずこの写真の右側のところが先に覆土される形になりまして、左側のところはまだまだこちらを使って埋め立てていく予定というのがまず全体の状況であります。実際ご指摘いただきましたとおり、上はそのまま土のままでなくして、最終的には上きれいに縁にしていくというのはまず考えているところでございますけれども、具体的にどういうスケジュールで整備していくのかというのはまだ中でもきっちり詰め切れているところではございませんので、具体的にどういう形で、どういうスケジュールで工事をしていくのかということにつきましては、今後見えた段階でこちらの場でご説明させていただければと考えているところでございます。もちろん砂や粉じん等が舞わないようにするというのも非常に重要だと考えておりますので、その辺りの対策というのはしっかりとやっていきたいなとは考えているところでございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 今粉じんが舞ったりとか、当たり前の話を当たり前のように言っていたのですけれども、当たり前のことができない状態になってしまのが一番怖いことで、のり面はきちといろんな形でやっていると思うのですけれども、のり面と同じように終わったところからきちつとやっていかないと、風が吹いたり、異常な雨が降ったりとか、そういうことが起きたときに何かトラブルが起きるのは嫌ですので、ぜひともその辺は今まだ最終形のところを考えていないのだったら、全

部終わってからやるのでなくて、やはり順次終わったところはきちっと飛散の心配が全くない状態にしていっていただきたいと。18ページにリップルンの展示もある程度変えていったということなわけですけれども、生活ごみだけだからということで。運んでいること自体も大変なことでしょうけれども、忘れていただいては困るのは、これ最終処分場で、中に入っているものの線量が普通の土の線量になるまではきちっと管理していかなければいけないわけですから、その辺の気持ちを、何か終わったから終わったなんて思っていてもらっては困ります。そこは本当にもう一回気を引き締めて、最終処分場というところの意味合いを、後から来た人々はなかなか何かもう終われば終わったような感じになっているようなところの発言が少しあるので、そのところ、本当にこれ最終処分場なので、そこをもう一回きちっと心に刻んで先々進めていただきたいと思うのですけれども。

○議長（高橋 実君） 小福田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課廃棄物処理施設運営管理室室長（小福田大輔君） ご指摘ありがとうございます。まさにご指摘のとおりかと思ってございますので、幾ら生活ごみだけの埋立てになったから、あと仮にその4年間が過ぎたとしても、ご指摘のとおり中に物があるというような状況は変わりませんので、そこはしっかりと我々も気を引き締めてやっていきたいなと考えているところでございます。また、覆土のところについては、ご指摘のようにちゃんとしっかりと早め、早めに、そういう飛散とかがないようにしっかりと対応を考えていきたいと考えてございます。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 特定廃棄物、家屋解体とか、あとは帰還困難区域、富岡町の生活ごみかな、そういうものが大熊町のクリーンセンターふたばに運ばれると。これは、キロ当たり10万ベクレル以下と限定しているのだけれども、そういう特定廃棄物、解体して、全部10万ベクレル以下で済んでいるのか、10万を超えるものもあったのか、超えるものは中間貯蔵という理解はできるのだけれども、実際は10万以下で全部収まっているのか、厳密に線量を測っているのか、その辺を教えてください。

○議長（高橋 実君） 香田課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課課長（香田慎也君） ご質問ありがとうございます。着座にて失礼します。

今ご質問のありました点ですけれども、仮置場において搬入されたものに関しては、例えば仮置場の山の表面線量を測るですか、仮置場に入ってくるときに重量の測定に際してそれぞれの例えはフレコンの表面線量を測るですか、そういう形での線量管理のような形で、搬入物に関する放射性物質の状態を確認しているところであります。今議員からご指摘がありました10万超のものがどれくらいあるのかについては、今網羅的に手元にないですが、ざっくりとした私の感覚では、10万超に該当するようなものはほとんどないと思っています。仮置場で家屋解体のものがそのまま10万超だから中間貯蔵施設に行くというような例はほぼないと認識をしています。実際に例えば可燃物に関して

は、先ほどのフロー図の中で焼却をしますというようなことを申し上げて、灰になつたらどうしても濃縮をしますので、濃度が上がるようなケースがございますけれども、そのまま埋立処分に行くようなものに関しても、ほとんど全てはクリーンセンターふたばに行っているものと認識をしているところでございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） ということは、焼却した飛灰、こういったものはクリーンセンターふたばではなくて中間貯蔵に行くけれども、解体したものはクリーンセンターふたばに入ると。今説明したのは、例えばクリーンセンターふたばにダンプで入ってきたときに表面しか測らないのだよね。でも、線量の濃いものが中にあった場合、10万超を測定できるのかという質問を私クリーンセンターふたばでしたことあるのです。そういうこともちゃんと隅から隅まで中のほうまで測らないと、いろんなものが交ざってきてオーケーだよというのは甘いのかなというのがありますので、その辺はどのように考えているか、説明お願ひします。

○議長（高橋 実君） 小福田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課廃棄物処理施設運営管理室室長（小福田大輔君） ご指摘ありがとうございます。実際にクリーンセンターふたばを御覧いただいたというところでありがとうございます。クリーンセンターふたばでも、あと旧エコテック特定廃棄物処分場と同じような形でゲートモニターを設置して、安全面でなるべく10万と言わず、それより低い値で検出されるような形で設定しているというようなところでございます。それに加えて、先ほど香田からも回答させていただきましたとおり、もちろんクリーンセンターふたばに持ってくる前の段階の仮置場の段階でも線量の管理、確認等は行っておりますので、二重でしっかりと確認しているというような形でご理解いただければなと考えているところでございます。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋 実君） 3、4ありませんね。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件1、除染・解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況についてを終わりますが、皆さん、さっき俺1、2で切ったのは、今度の見直しのやつで公告になったというのは中村課長から発表あったと思うのだけれども、それに対して聞きたいことがあると思ったから、俺はそうしたのだけれども、何にもありませんか。なかつたらなかつたでいいです。あるときには、電話行ったときにはひとつよろしくお願ひします。

ここで、説明者の入替えのため、暫時休議します。

休 議 (午後 2時36分)

---

再開 (午後 2時43分)

○議長（高橋 実君） では、再開いたします。

次に、付議事件2、東日本大震災等による被災者に対する令和6年度の町税等の減免に関する条例についての説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（斎藤一宏君） お疲れさまでございます。それでは、付議事件2、東日本大震災等による被災者に対する令和6年度の町税等の減免に関する条例についてご説明いたします。説明につきましては、着座でご説明させていただきます。

本条例案につきましては、2月28日に開催された国保運営協議会において、原案どおり承認との答申をいただきましたので、本日の全員協議会にて内容を説明させていただき、3月定例会に議案を提出いたしますので、よろしくお願ひいたします。

本条例案は、東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた納税義務者に係る町税等を減免することにより、避難生活での負担を軽減し、生活再建に寄与することを目的として、国からの通達に合わせ、毎年度減免条例を制定しております。令和6年度は今年度とほぼ同じ内容で減免を実施することになりますが、旧特定復興再生拠点区域内の土地、家屋に係る固定資産税の課税免除が追加されることになります。

詳細につきましては、資料に基づき、大館課長補佐よりご説明申し上げますので、よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 大館補佐。

○税務課課長補佐（大館衆司君） それでは、3月の定例議会に提出いたします富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和6年度の町税等の減免に関する条例（案）についてご説明いたします。全協資料の2、概要に沿ってご説明をいたします。なお、条例文案は2ページ、3ページに添付しております。

条例の内容は、令和5年度の減免条例を基本に令和6年度からの変更部分を反映させた内容となっております。固定資産税、令和6年度で変更のあった部分で一番大きな変更点は、固定資産税、土地、家屋の課税免除に関するところになります。令和5年に解除した特定復興再生拠点について、地方税法による2分の1の課税免除に加え、この町減免条例による2分の1の減免を加えることで、最終的に令和6年度は全額免除とするという内容になります。この措置は、平成29年の解除のときと同じ措置になります。

償却資産につきましては、避難指示区域に残置して使用できないものを申請して減免するというものでございます。

軽自動車税、こちらは令和5年度と同じ内容で継続となります。先ほどの償却資産と同様に、避

難指示区域に残置され、使用できないものを申請により減免といたします。

国民健康保険税、③、アとウは令和5年度と同じ内容での継続となります。アは避難指示区域、こちらは所得に制限なく、全額減免でございます。ウは、解除区域、そのうち600万円を超える世帯は通常課税となるということです。イは、ウとは逆に、解除区域の600万円以下は全額減免ということで、こちらは令和5年度と同じとなります。ただし、平成27年に解除した区域、これは檜葉町になるのですけれども、ここから転入された世帯については2分の1の減免とするという内容となってございます。

介護保険料については、所得制限の部分で、国保でいう600万円のところが介護保険料では633万円としている点が異なるところですが、それ以外は国保と同様での減免措置となります。

本条例の概要は以上であります。条例の文案につきましては、2ページ、3ページに記載のとおりとなってございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 質問ある方。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） すみません、これ令和6年度の条例というのは分かっていて、申し訳ないのですけれども、質問させていただきます。前回こちらの既に避難指示解除になったときに一番大ごとになったのが、家屋の解体の時期、解体の申請、それによって実際にお金がかかってくる。それと同じですとは言っているのですけれども、当事者でないとやっぱり分からぬ人がたくさんいるので、令和6年度の地方税法の2分の1と町の2分の1で全額、では令和7年度、令和8年度、令和9年度はどういうふうになるのかというのも併せて説明していただきたい、対象になる住民にもきちんとそれを説明していただきたいのです。あと、もう一回念押しますけれども、解体の時期と状況によって固定資産税がかかってきたり、かかってこなかつたりするので、先ほどの解体のタイムリミットというのは実際そういうところでも起きてくるので、そういうこともきちんとすれば早くに解体が進んでいったりもするので、そこをもう一回説明していただきたいよろしいですか。

○議長（高橋 実君） 税務課長。

○税務課長（斎藤一宏君） 2点ほどご質問あったかと思います。国の解体申請の受付期限が、旧特定復興再生拠点区域内になりますけれども、令和6年4月1日ということになっておりまして、申請はしたけれども、まだ正式に解体の工事等が発生していない中でというようなお話をいたしましたが、申請を受け付けして着手していれば、例えば令和7年1月1日現在に家屋が残っていたとしても、これはないものとして一応固定資産税を課税するような形を取らせていただきます。令和6年度については、国の地方税法に基づき、まず2分の1課税、これが3年間、実は令和6年度、7年度、8年度の3年間が2分の1課税となりまして、令和9年度から通常課税に戻るような形になります。まず、令和6年度に関しては、平成29年に解除された区域と同様に課税免除という形を取らせて

いただき、令和7年度、8年度については2分の1課税と、同様の課税の方針で進めていきたいと思っておりまして、これについても昨年町政懇談会の資料の中でもお知らせしたとおり、平成29年に解除になった区域はこういう流れでした、今回解除になった区域についても、まずは令和6年度は免除ですよというようなお知らせをしました。今後なのですが、令和7年度、8年度、その先の状況についてもホームページ、または町広報紙を通じてお知らせしてまいりたいと考えております。

〔何事か言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 暫時休憩します。

休 議 （午後 2時52分）

---

再 開 （午後 2時54分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

税務課長。

○税務課長（斎藤一宏君） ご質問ありがとうございます。先ほど私の説明、足りなかつたところがございました。解体の申請を受け付けていれば、その分について次年度の課税の対象にはしないという形を取らせていただきます。また、過去の解体しているにもかかわらず、またはその申請等によって課税しないというようなルールをつくっていたにもかかわらず課税してしまったケース、これは私も前々任者からお話を受けておりまして、今回についてはそのようなことが起きないように、しっかり係とともに話し合いをして、ルールをもう一度しっかりと確認をして進めていこうということで現在進めているところでございます。

○議長（高橋 実君） 今、生活環境課長いるか、いない。それなら竹原副町長、一部かぶるところがあるから、生活環境課と。そこら辺は生活環境課長にもよく言っておいて、解体申請に関しての云々とか。

ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ質疑を終わります。

以上をもちまして付議事件2、東日本大震災等による被災者に対する令和6年度の町税等の減免に関する条例についてを終わります。

ここで、説明者の入替えのため、暫時休議します。

休 議 （午後 2時56分）

---

再 開 （午後 2時58分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

付議事件3、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省

令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 皆様、お疲れさまでございます。福祉課からは、介護サービスの基準等に係る条例制定についてとなります。

条例制定ではありますが、中身は3年ごとに見直される上位法の改正による所要の改正を行うものであります。内容の説明は、課長補佐、堀川が行います。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 堀川補佐。

○福祉課課長補佐（堀川新一君） 着座で説明させていただきます。それでは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、ご説明いたします。

全員協議会資料3－1、1ページを御覧ください。まず、本条例制定の経緯になりますが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の介護サービスに係る基準については、3年に1度、介護報酬に係る改定と併せて厚生労働省における社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえた改正が行われており、令和6年においても居宅基準の一部を改正する厚生労働省省令が令和6年1月25日に公布され、令和6年4月1日から施行されます。これに伴い、本町が指定権者となる指定居宅サービスをはじめとするサービス事業所等への指定基準に関する4件の条例の一部改正及び1件の条例の廃止を一括で行うため、関係条例の整備に関する条例を新規条例として制定するものであります。

2番の改正及び廃止にする条例は、一部改正が（1）の富岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例をはじめとする（1）から（4）の4件の条例、廃止条例が富岡町指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業等の申請者の資格を定める条例を廃止する条例であり、今回新規制定する整備条例においては、（1）の条例を第1条として、（2）から（5）をそれぞれ第2条から第5条として、5条立ての条例として整備します。

なお、条例の施行日については、令和6年4月1日を予定しております。

資料2ページ以降が、厚生労働省の省令の改定によりまして本町条例が改正を要する主な内容となります。今回の改正内容は、介護保険制度における各種サービスに幅広く改正がなされるものでありますので、具体的な内容を一部抜粋する形でご説明いたします。

まず、資料2ページの短期入所系サービスについては、介護老人福祉施設等に短期間入所するショートステイサービスにおいて、ユニットケアの質の向上のために、施設管理者研修の受講について努力義務として定められました。

2の多機能系サービスについては、通い、訪問、泊まり等を組み合わせたサービスであり、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の兼務可能な事業所の緩和が図られました。

3番、居宅介護支援・介護予防支援については、公正中立性の確保のための取組の見直しや、ケア

マネジャー等が利用者のモニタリングにテレビ電話装置の活用が可能となった点、ケアマネジャー1人当たりの取扱件数の見直し等がなされました。

3ページから5ページにおいては、4番、有料老人ホームなどの居住系サービス及び5ページの5番、特別養護老人ホームや養護老人ホームなどの施設系サービスについて見守り機器等を活用した場合の介護職員の常勤換算方法の見直し、口腔衛生管理の強化、その他協力医療機関等の連携体制の構築や感染症発生時への対応に係る医療機関との連携体制について必要な見直しが図られています。

6ページについては、6番、短期入所系サービスをはじめとする各種サービスについて、介護現場の生産性の向上を図るための委員会の設置についての義務づけと3年間の経過措置を設ける規定が設けられました。

7番、全サービスの共通事項としましては、事業所内に掲示を求めている運営規程を書面掲示に加え、ウェブサイトでの掲示の義務づけ、(3)、身体的拘束等の適正化の推進として委員会の設置や身体的拘束等を行う場合の記録の義務づけなどを行う改定となっております。

そのほか1番から7番までの主な改正内容に加え、所要の規定の整備を本町の既存の4件の条例にそれぞれ反映させるとともに、今回の条例整備に伴い、不要となった条例を1件廃止するものであります。

なお、各条例の個別の改正内容につきましては、全員協議会資料3-2、新旧対照表によりご確認のほどお願いいたします。新旧対照表につきましては、1ページから7ページが第1条の改正、9ページから50ページが第2条の改正、51ページから58ページが第3条の改正、59ページから70ページで第4条の改正となっております。

なお、最終の71ページにおいては、5条として廃止する条例の内容を記載しております。これまでの第5条本文中の内容につきましては、今回の整備条例の第1条から第4条に必要事項を溶け込ませた改正となっております。

なお、本条例の施行については、附則において令和6年4月1日からと規定するとともに、厚生労働省の省令を準拠しまして、必要な規定においては施行から3年間の経過措置を設ける内容となっております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件3、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを終わります。

ここで、説明者の入替えのため、暫時休議します。

休 議 (午後 3時06分)

---

再 開 (午後 3時07分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

付議事件4、富岡町土地改良施設管理条例等についての説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） それでは、富岡町土地改良施設管理条例等について説明をさせていただきたいと思います。

県営かんがい排水事業で整備いたしました滝川ダムにつきましては、12月8日開催の全員協議会において、福島県相双農林事務所より滝川ダムの成り立ちや今後の施設管理等の説明とともに、議員各位に現地をご確認していただいたところであります。また、その説明の際、令和6年度よりダム施設の管理を町へ委託する事務手続を進める旨の説明をいたしたところでございます。

本日説明する案件でございますが、その事務手続の一つとして3月議会に新規条例を上程いたすものであり、加えて滝川ダムに関連する2つの案件を説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、説明は着座でさせていただきます。それでは、資料4、富岡町土地改良施設管理条例等についての1ページ、1ポツ、新規条例の制定を御覧いただきたいと思います。条例の設置目的は、町が県の施設である滝川ダムの管理を受託するため、土地改良法及び福島県土地改良施設条例に基づく条例を制定するものでございます。

四角囲みを御覧いただきたいと思います。条文案でございます。第1条でございますが、条例制定の趣旨として、この条例は、土地改良施設の管理に関する必要な事項を定めることとし、第2条には、町は（1）から（4）の管理項目に沿って管理すること、第3条には、町は、町の土地改良区に管理業務を委託することができるとするものであり、附則として、公布の日から施行するものでございます。

続きまして、条例の廃止について説明いたします。裏面2ページ目の2ポツ、基金条例の廃止を御覧いただきたいと思います。廃止する条例は、富岡町滝川ダム建設対策基金条例であります。本条例は、建設資金を積み立てる基金を設置するために制定した条例でございますが、当初の目的を達成したため、廃止をするものでございます。

続いて、3ポツ、建設費の一括償還を御覧いただきたいと思います。2ポツで説明いたしました基金の運用を始めた当時の町でございますが、下水道事業等の公共事業が多かった時代でもございます。このため、町は健全な財政運営のために、滝川ダム負担金償還の平準化を図ることとし、令和22年度末を償還期限末として計画を立て、返還し続けております。繰上償還は、町財政負担の平準化効果が失われますが、約5,500万円の利子負担を圧縮できることなどの利点があることから、借入先の金融

機関や総務課、産業振興課、土地改良区で調整を行いました。結果、有利子借入分を一括償還することで調整ができましたので、令和6年度当初予算において9億6,445万8,000円を県営かんがい排水事業（富岡地区）事業補助金として計上いたしております。

なお、有利子借入分の一括償還後となる令和7年度以降においては、9か年で残りの9億2,750万円を償還する予定でございます。

以上で滝川ダムに関連する項目の説明は終了となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 3の建設費の一括償還、東電は公共施設の賠償は認めないというか、やっていないのだけれども、これ諦めたわけではないですね。県と連絡を取りながら、これ全部支払ってしまっても、やはり東電賠償に関しては継続でやるということでよろしいのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） 今回繰上償還を行いますが、その後進捗はないのですけれども、これで諦めるということではございません。引き続き協議は進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければこれをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件4、富岡町土地改良施設管理条例等についてを終わります。

ここで、説明者の入替えのため、暫時休議します。

休 議 （午後 3時12分）

---

再 開 （午後 3時13分）

○議長（高橋 実君） では、再開いたします。

付議事件5、富岡町放課後児童クラブ施設の設置等条例についての説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） 本日は、全員協議会におきまして説明のお時間をいただき、大変ありがとうございます。本日は、現在富岡小中学校に隣接する富岡幼稚園跡地に整備を進めております富岡町放課後児童クラブ施設につきまして、運営につきましては現在行っているものと何ら変更とはなりませんが、当該施設設置に係る基本事項を定めるため、新規条例を今回の3月定例会に提案させていただくものでございます。

富岡町放課後児童クラブ施設の設置条例につきましては、課長補佐から説明させていただきたいと

思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 課長補佐。

○教育総務課課長補佐（若松津美君） 富岡町放課後児童クラブ施設の設置等条例についてその内容を説明申し上げます。

本条例につきまして、14条立てとしておりまして、第1条におきましては、設置目的を規定しており、児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室を一体的に実施する施設を地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき設置するものでございます。

第2条においては、施設の設置位置を富岡町大字小浜字中央422番地の1と規定しております。

第3条では、休館日を規定しており、第1号の日曜日から第3号の12月29日から翌年1月3日としております。

第4条では、開館時間を規定しており、第1項第1号で、小学校の休業日以外の日を放課後から午後6時30分まで、第2号で、小学校の休業日を午前7時30分から午後6時30分までとし、第2項において、教育委員会は、その他特に必要があると認めるときは臨時に利用時間を変更することができるとする特例規定を設けております。

第5条において、施設の業務を規定しており、第1号において、放課後児童健全育成事業の主たる業務をアからオと、次ページに移りまして、第2号において、放課後子ども教室事業の主たる業務をアからエとして規定しております。

第6条で、放課後児童クラブ施設の利用者の範囲を各号で規定しており、第1号で、町内の小学校に在学している児童で、その保護者が就労、疾病等により昼間家庭にいないことが常態である者、第2号において、子ども教室の事業に参加する者、第3号で、教育委員会が特に必要と認める者としております。

第7条において、放課後児童クラブ施設の利用料を無料とし、事業の実施で必要となる費用は実費徴収することができるとしております。

第8条は、放課後児童クラブ施設の利用の制限について規定しており、第1号で、感染症の疾患有する者、第2号において、施設内の秩序を乱し、もしくは他人に迷惑を及ぼし、またはそのおそれのあると認める者について、利用を拒否し、退去を命じができるものとしております。

第9条は、損害賠償についての規定であり、利用者が施設、設備、備品等を損傷させるなどした場合に生じた損害を賠償しなければならないこととしており、ただし書において、特別な理由がある場合には減額や免除ができることとしております。

最後のページですが、第10条から第13条までは指定管理に関する規定で、第10条では、施設の管理を指定管理者に行わせることができるとする管理規定を、第11条では、指定管理者が行う業務の範囲を第1号から第4号で定めております。

第12条では、指定管理者が行う管理の基準を、第13条では、指定管理者の指定の手続についてそれ

ぞれ定めております。

第14条においては、条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が規則で定めるものとする委任規定を設けております。

なお、附則において、施行日を規則で定める日からとすることとしております。

説明については以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） では、これより質疑を行います。質疑ございますか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） すみません、1点だけ。

読めば分かることなのですけれども、分かりやすい言葉で確認です。第6条、利用者、（1）と（2）があるわけですけれども、結局（2）を適用すれば、町内に通学している子供は誰でもこの放課後児童クラブに参加できるということでおろしいのですよね。

○議長（高橋 実君） 松本課長。

○教育総務課長（松本真樹君） 議員おっしゃるとおり、小学校に通われている富岡町に住所を有している方は、全員施設で活動できます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 8条なのですけれども、富岡町については発達障害の子が多くいらっしゃるので、その子たちが意識がなくて暴れたり何かした場合、放課後児童クラブの入室を止めるという、その判断は誰がするのですか。

○議長（高橋 実君） 松本課長。

○教育総務課長（松本真樹君） 原則そういう特徴のある子に対して施設を使わせないということは考えておりません。考えているのは、地域の方もいらっしゃいますので、例えば大人の方で泥酔して子供に暴言を吐くとか、そういうことでの施設の秩序を乱すというような方に関しては使用を制限したいということでの条例でございます。お願いします。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件5、富岡町放課後児童クラブ施設の設置等条例についてを終わります。

次に、その他に入ります。執行部から何かありますか。

町長。

○町長（山本育男君） この場をお借りしまして、1点ご報告申し上げます。

1月22日夕方、本町の会計年度任用職員が退勤途中に交通事故を起こし、自動車運転処罰法違反の疑いで逮捕され、その後の調査において、被害者に重篤な傷害を負わせたこと、また町民をはじめ町

に関わる皆様の信頼を失墜させることにつながる行為があったことを確認できましたことから、地方公務員法第29条第1項第3号に該当する行為があったと認め、当該職員に対し、懲戒処分として減給1か月とすることと本日付で決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

町といたしましては、職員一人一人に対し、服務規律及び交通法規の遵守について、また自動車の運転は十分に注意するよう改めて周知徹底を図り、再発防止に努めてまいりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

以上であります。

○議長（高橋 実君） このことに対しては何もありませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 議員からは何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を閉会といたします。

閉会 （午後 3時23分）